

**高岡市社会福祉協議会 高岡あっかり福祉総合事業
(ケアネット) 助成金交付要綱**

【平成19年4月1日制定】

(目的)

第1条 この要綱は、校下・地区社会福祉協議会（以下「校区社協」という。）が実施する高岡あっかり福祉総合事業（ケアネット）について、当該事業費の一部を助成することにより住民参加による地域福祉活動を推進し、もって本市における福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。

(助成金の交付)

第2条 社会福祉法人高岡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、前条に該当する事業に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、助成金を校区社協に交付するものとする。

(助成の対象事業等)

第3条 助成の対象となる事業、経費、基準額、助成の限度額については、別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を申請する校区社協の代表者は、次に掲げる書類を市社協会長に提出しなければならない。

書 類	様 式	部 数
交 付 申 請 書	様 式 第 1 号	1 部
事 業 計 画 書	様 式 第 2 号	1 部

(交付の決定)

第5条 市社協会長は、前条の規定により提出された書類を審査し、助成金の交付を決定したときは、決定内容を当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 市社協会長は、助成金交付の決定をする場合においては、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 当該事業を中止し、または廃止する場合においては、市社協会長の承認を受けること。
- (2) その他、市社協会長が必要と認める事項。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた校区社協の代表者は、該当事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、次に掲げる書類を市社協会長に提出しなければならない。

書 類	様 式	部 数
実 績 報 告 書	様 式 第 3 号	1 部
事 業 実 績 書	様 式 第 4 号	1 部

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

高岡市社会福祉協議会高岡あつまり福祉総合事業〈ケアネット〉助成金交付要綱（別表）

対 象 事 業	対 象 経 費	基 準 額	助成の限度額	
地域総合福祉推進事業（ケアネット型）	1 福祉ニーズ・社会資源の把握 2 ケアネット活動関係者研修会 3 ケアネット活動調整事業 4 福祉課題等の調整連絡会 5 広報誌発行事業 6 他組織との連携活動 7 ミニデイサービス事業等の実施 8 障害者（児）の生活支援活動 9 子育て支援活動 10 世代間交流活動 11 地域福祉活動計画作成（更新） 12 その他、市社協会長が必要と認める事項	高岡あつまり福祉総合事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの。 諸謝金、旅費交通費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、通信運搬費、会議費、損害保険料、賃借料、諸費、市社協会長が必要と認める経費。	1 校区につき 340,000円	1 校区につき 340,000円 〔 県社協助成額 10万円 市社協助成額 24万円 〕